

銚子市地域防災計画

第3編

風水害等編

銚子市防災会議

第3編 風水害等編 目次

第1章 災害予防計画	1
第1節 水害の予防対策	1
第2節 土砂災害等予防対策	2
第3節 風害の予防対策	3
第4節 雪害の予防対策	4
第5節 風水害の防災体制整備及び広報等	5
第1 避難場所の指定・整備	5
第2 広報・教育・訓練	5
第2章 災害応急対策計画	6
第1節 災害対策本部活動	6
第1 災害応急活動体制	6
第2 災害救助法の適用	7
第2節 情報収集・伝達体制	8
第1 通信手段確保計画	8
第2 気象情報の収集・伝達・報告計画	8
第3 広報計画	14
第4 被災証明書の発行	14
第5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	14
第3節 避難計画	15
第1 避難計画	15
第2 避難生活計画	17
第4節 要配慮者支援対策	18
第5節 消防・救助救急・医療救護活動	19
第6節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	20
第1 警備・交通規制計画	20
第2 緊急輸送計画	22
第7節 救援物資供給活動	23
第8節 広域応援等の要請及び被災市町村への支援	23
第9節 自衛隊への災害派遣要請	23
第10節 学校等における児童・生徒等の安全対策	23
第11節 帰宅困難者等対策	23
第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	24
第1 清掃・防疫・障害物の除去計画	24
第2 死体の捜索・死体処理埋葬計画	24
第13節 被災建築物等の危険度判定、被災住宅の応急修理及び応急住宅の確保	25
第14節 ライフライン施設・公共土木施設等の応急復旧	25
第15節 災害ボランティアの協力	25
第3章 災害復旧計画	26

第1章 災害予防計画

第1節 水害の予防対策

項目	主担当
1 水害防止施設の整備	危機管理室 土木室 都市整備室
2 浸水想定区域の避難確保	危機管理室 土木室
3 水防用資機材の整備	危機管理室 土木室 消防本部 消防団
4 農作物の水害予防対策	危機管理室 農産課

1 水害防止施設の整備

県及び市は、河川や排水路等について、大雨時の流出を軽減するために、開発等の計画時において、調整池の設置を指導する。

その他の住宅の建設においては、浸透枡等の設置指導を強化し、河川、水路への流出量を抑制する。

2 浸水想定区域の避難確保

市は、浸水想定区域内の住民等へ、洪水予報等の伝達、避難場所、その他避難に必要な情報を洪水ハザードマップ等で周知する。

また、浸水想定区域内に次の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地を本計画の資料編に記載し、施設の管理者・所有者に必要な対策の実施を促進する。

施設の種類の	施設管理者の必要な対策
地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（「地下街等」という。）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの	地下街等の所有者・管理者は、当該施設の利用者の円滑・迅速な避難及び浸水防止に必要な訓練等に関する計画を作成し、市長への報告及び公表を行う。 また、円滑・迅速な避難及び浸水防止に必要な自衛水防組織を設置し、市長に報告する。
要配慮者が利用する施設で、洪水時に円滑かつ迅速に利用者を避難させる必要があると認められるもの	施設の所有者・管理者は、施設利用者の円滑・迅速な避難に必要な訓練等に関する計画を作成し、当該計画で定める避難訓練を実施する。また、自衛水防組織の設置に努める。 また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を市町村長に報告する。
大規模な工場等で、市の条例（※）で定める用途及び規模に該当し、洪水時の浸水防止を図る必要があると認められるもの ※水防法施行規則の基準（延べ面積が1万平方メートル以上の大規模な工場、作業場又は倉庫）を参考に、必要に応じて今後制定する。	大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に必要な訓練等に関する計画の作成、当該計画による浸水防止訓練、必要な自衛水防組織の設置に努める。 また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を市町村長に報告する。

3 水防用資機材の整備

市は、高潮等に対する水防活動に活用するため、水防資機材の点検、整備に努める。

4 農作物の水害予防対策

市は、農作物の水害防止について常時指導し、被害の軽減を図る。

第2節 土砂災害等予防対策

項目	主担当
土砂災害等予防対策	危機管理室 施設管理者

地震・津波編 第1章「第7節 土砂災害等予防対策」に準ずる。

第3節 風害の予防対策

項目	主担当
1 台風・竜巻等の知識の普及	危機管理室
2 農作物の風害防止対策	農産課
3 電力施設の風害防止対策	東京電力パワーグリッド株式会社 施設管理者
4 通信施設の風害防止対策	東日本電信電話株式会社

1 台風・竜巻等の知識の普及

市は県と協力し、市民や事業者等に対して平時から警報・注意報、気象情報等を確認し、「予告的な気象情報」、「雷注意報」、「竜巻注意情報」等が発表された場合は突風や竜巻等に注意が必要であることや、避難する時間が少ない竜巻等から身を守る方法などを普及、啓発する。

2 農作物の風害防止対策

市は、農作物の風害防止について、防風林・防風垣・多目的防災網の設置等を指導し強風害及び降雹等の被害を軽減する。

3 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、建物、送電設備、配電設備とも風圧荷重を、「建築基準法」、「電気設備の技術基準」の各該当項目により設計している。

風害発生の恐れがある樹木の伐採、剪定については、前述の「電気設備の技術基準」に則り、保安上必要な箇所を実施する。

また、風力発電等の施設管理者は、発電設備、送電設備の損壊、飛散等による事故防止に努める。

4 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次のように対策を講じている。

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジンにより実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度については、電気設備技術基準又は網構造物設計基準によっている。

第4節 雪害の予防対策

項目	主担当
1 道路の雪害防止対策	道路管理者
2 農作物等の雪害防止対策	農産課
3 電力施設の雪害防止対策	東京電力パワーグリッド株式会社 施設管理者
4 通信施設の雪害防止対策	東日本電信電話株式会社

1 道路の雪害防止対策

市及び県は、降雪による路面凍結が予想される場合には、交通事故を防止するため、管理する道路に砂や路面凍結防止剤等を散布するなどの体制を必要に応じ確保する。

2 農作物等の雪害防止対策

市は、農作物の雪害防止について常時指導し、被害の軽減を図る。

3 電力施設の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備とも「電気設備の技術基準」に基づき、電線への着雪防止対策等を継続する。

風力発電等の施設管理者は、発電設備、送電設備の着雪による事故防止に努める。

4 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じて通信線路設備、局内設備対策を実施する。

第5節 風水害の防災体制整備及び広報等

第1 避難場所の指定・整備

項目	主担当
1 避難場所の指定・整備	危機管理室

1 避難場所の指定

洪水、高潮、土砂災害等から住民等の生命を確保するため、災害対策基本法第49条の4による緊急避難場所・避難所の指定基準を踏まえ、より円滑で安全性の高い施設を調査し、随時見直していくものとする。また、避難誘導を円滑に行うため、避難場所への案内標識、誘導標識の設置に努める。

第2 広報・教育・訓練

項目	主担当
1 風水害の訓練	危機管理室 防災関係機関
2 風水害の教育・広報	危機管理室 消防本部 防災関係機関

1 風水害の訓練

洪水・高潮等に対する水防活動、土砂災害警戒区域等における避難活動について、円滑に実施できるように関係者や住民参加による訓練に努める。

2 風水害の教育・広報

風水害等による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが風水害等についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び防災関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

広報手段と内容

媒体	対象	内容
広報ちょうし 講演会 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット等	地域住民 町内会 児童・生徒 市職員 学生 事業所 ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の概要 ・各防災機関の風水害等対策 ・風水害等に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・屋内外、地下街等における風水害時の心得 ・避難路、避難所、避難場所 ・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の風水害等対策 ・浸水想定区域、土砂災害危険箇所・区域 ・防災訓練の実施 ・気象、河川等の情報及び市の対応 ・応急救護の心得 ・要配慮者の支援について

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

第1 災害応急活動体制

項目	主担当
1 災害対策本部設置前の警戒体制	各部各班
2 災害対策本部	各部各班
3 職員の動員・配備	動員班

市及び防災関係機関は、市域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の警戒及び応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、市民等と協力して被害の防止、軽減を図る。

1 災害対策本部設置前の警戒体制

(1) 注意体制

市域に以下の気象注意報等が発表された場合、危機管理室は防災気象情報等を監視し、状況に応じて第1次配備等へ移行できる体制をとる。

- ア 大雨注意報
- イ 洪水注意報
- ウ 高潮注意報
- エ 強風注意報
- オ 竜巻注意情報

(2) 警戒体制

市長は、市域に以下の気象警報が発表された場合、必要に応じて第1次配備を指示し、状況に応じて災害対策本部に移行できる体制をとる。

- ア 大雨警報
- イ 洪水警報
- ウ 高潮警報
- エ 暴風警報

2 災害対策本部

災害対策本部の設置要領は、地震・津波編 第2章 第1節 第1「2 災害対策本部」に準ずる。ただし、風水害における災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

〈災害対策本部の設置基準〉

- | |
|--|
| ア 土砂災害警戒情報が銚子市に発表され、市長が必要と認めたとき。 |
| イ 利根川の氾濫警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、市長が必要と認めたとき。 |
| ウ 大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。 |
| エ 次の特別警報の1以上が銚子市に発表され、市長が必要と認めたとき。
① 大雨 ② 暴風 ③ 高潮 |

3 職員の動員・配備

災害対策本部の設置要領は、地震・津波編 第2章 第1節 第1「3 職員の動員・配備」に準ずる。

ただし、風水害における動員基準及び配備内容は、次のとおりとする。

種別		配備基準	配備内容	職員等の対応
注意配備	状況配備	次の注意報等の1以上が銚子市に発表され、市長が必要と認めたとき。 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤竜巻注意情報	○防災気象情報等を監視し、状況に応じて第1配備等へ移行できる体制とする。	○あらかじめ指定された危機管理室の職員は、動員の指令があった場合は、速やかに登庁する。
第1次配備	自動配備	次の警報の1以上が銚子市に発表され、市長が必要と認めたとき。 ①大雨警報 ②洪水警報 ③高潮警報 ④暴風警報	○災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各課等において定める。	○あらかじめ指定された初動職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。
第2次配備	状況配備	(1) 土砂災害警戒情報が銚子市に発表され、市長が必要と認めたとき。 (2) 利根川の氾濫警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、市長が必要と認めたとき。 (3) 局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で市長が必要と認めたとき。	○各部各班の応急対策活動が円滑に行える態勢とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	○あらかじめ指定された職員は、動員の指令があった場合は、速やかに登庁する。
第3次配備	自動配備	(1) 次の特別警報の1以上が銚子市に発表され、市長が必要と認めたとき。 ①大雨 ②暴風 ③高潮 (2) 市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で市長が必要と認めたとき。	○原則として全職員を配備し、市の組織及び機能の全てを挙げて対処する態勢とする。	○全職員は、動員の指令を待つことなく速やかに自主登庁する。

第2 災害救助法の適用

地震・津波編 第2章 第1節「第2 災害救助法の適用」に準ずる。

第2節 情報収集・伝達体制

第1 通信手段確保計画

地震・津波編 第2章 第2節「第1 通信手段確保計画」に準ずる。

第2 気象情報の収集・伝達・報告計画

災害の未然防止のための対策や応急対策上不可欠な気象情報を、防災関係機関相互の連携のもと迅速かつ的確に収集・伝達する。

項目	主担当
1 気象警報等の伝達	本部班 関係各班
2 指定河川洪水予報の伝達	関係各班
3 土砂災害警戒情報の伝達	関係各班
4 災害情報のとりまとめ	調整班
5 県への災害情報の報告	本部班

1 気象情報等の伝達

気象庁から発表される気象に関する各種の情報や海面監視などにより現場で収集される情報は、避難誘導等の応急活動を行う上で必要不可欠なものである。

市及び各防災関係機関は、直接災害に遭遇した場合又は災害情報の通報等を受けた場合、即時にテレビ・ラジオ等の聴取体制をとり、千葉県から総合防災情報システムにより伝達される情報と併せて、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

(1) 警戒レベル

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、銚子市を対象に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称（香取・海匝）を用いる場合がある。

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/chiba/kijun_1220200.pdf

【巻末資料 警報・注意報発表基準一覧表】

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
-----	---

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生す	

		るおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され	

		る。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(3)キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北東部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(7) 記録的短時間大雨情報

千葉県内で大雨警報発表中、かつ、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北東部、千葉県北西部、千葉県南部の区域で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北東部、千葉県北西部、千葉県南部の区域で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(9) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて銚子市や銚子市消防本部に伝達される。

(10) 気象警報等の伝達

銚子市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、本部班長（総務課長）は、速やかに本部長（市長）、副本部長（副市長）等にその旨を伝達する。

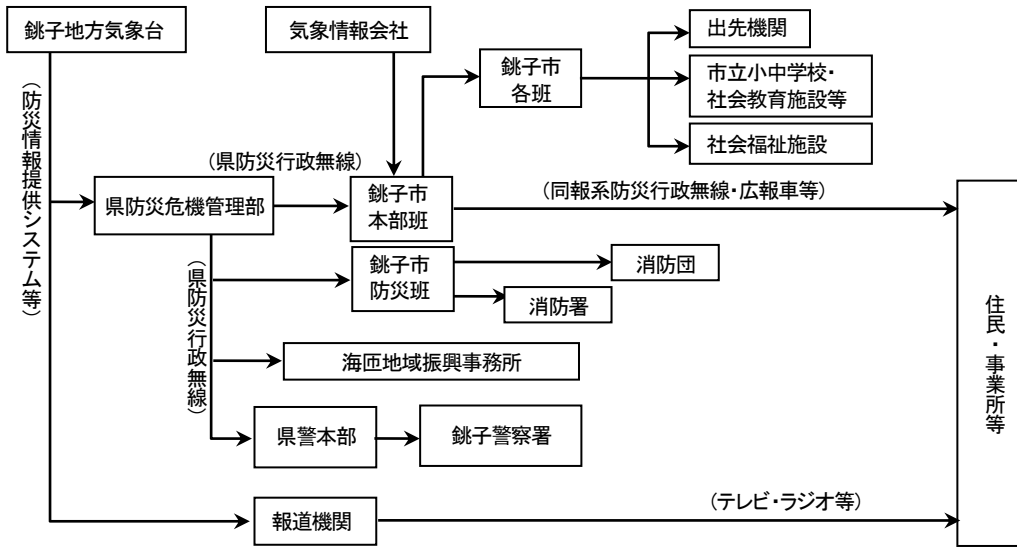
ア 住民への伝達

警報が発表された場合、調整班は、状況に応じて同報系防災行政無線、銚子市防災メール、広報車の巡回等によりその旨を広報する。

なお、特別警報が発表された場合は、速やかに住民等へその旨を伝達する。

イ 出先機関、要配慮者施設等への伝達

警報又は特別警報が発表された場合、各班は、所管する出先機関、学校、社会福祉施設等へ伝達する。



〈気象警報等の伝達系統〉

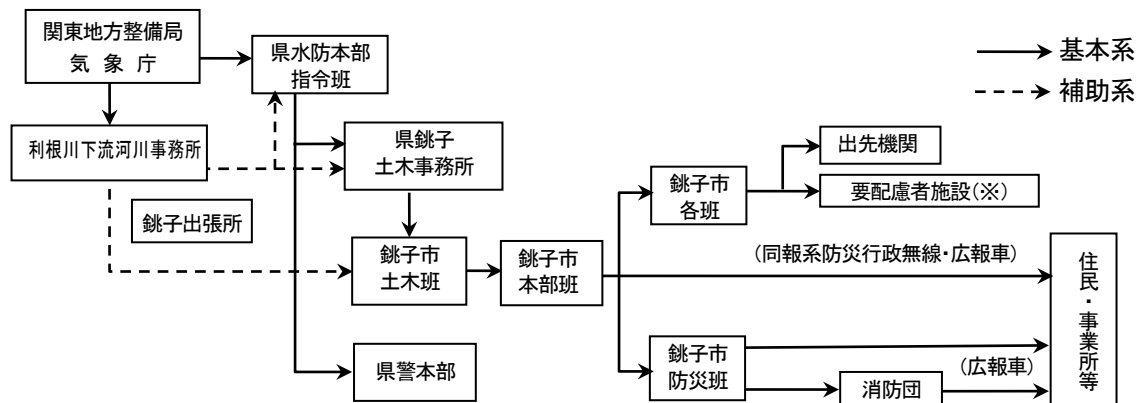
2 指定河川洪水予報(水防警報)の伝達

利根川の洪水予報(水防警報)が発表された場合、浸水想定区域内の住民や要配慮者施設の管理者等にその旨を連絡する。

〈洪水予報等のレベルと行動等の対応〉

洪水の危険のレベル	洪水予報の標頭 [洪水予報の種類]	水位の名称	市・住民の行動等
レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位	住民の避難完了
レベル3	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市は避難指示等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル2	氾濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫注意水位	市は高齢者等避難の発令を判断 住民は氾濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機

(国土交通省、2007) に加筆

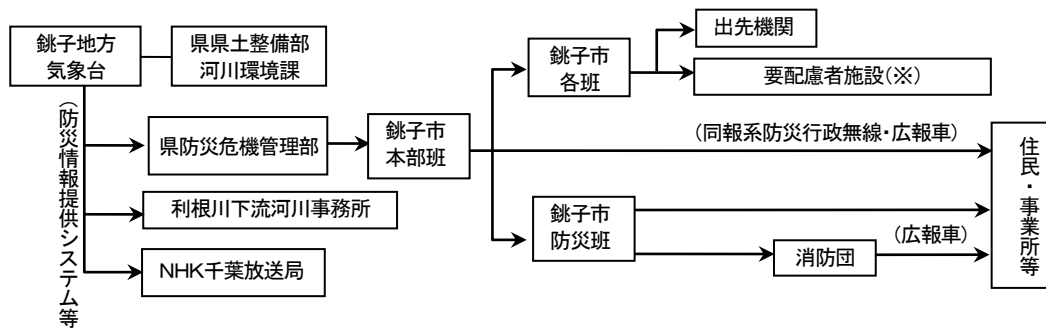


〈利根川洪水予報の伝達系統〉

(※) 浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設(水防法第15条)

3 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合、関係各班は、土砂災害危険箇所・区域内の住民、要配慮者関連施設の管理者等にその旨を伝達する。



〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉

(※)土砂災害警戒区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第7条)

4 災害情報のとりまとめ

地震・津波編 第2章 第2節 第2「3 災害情報のとりまとめ」に準ずる。

5 県への災害情報の報告

地震・津波編 第2章 第2節 第2「4 県への災害情報の報告」に準ずる。

第3 広報計画

地震・津波編 第2章 第2節「第3 広報計画」に準ずる。

第4 り災証明書の発行

地震・津波編 第2章 第2節「第4 り災証明書の発行」に準ずる。

第5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供

地震・津波編 第2章 第2節「第5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供」に準ずる。

第3節 避難計画

第1 避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命及び身体を災害から保護するとともに、その他災害の拡大を防止するため、本部長は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する指示を行い、また、安全に誘導するものとする。

項目	主担当
1 避難の指示	本部班 防災班
2 警戒区域の設定	本部班 消防本部 消防団 防災関係機関
3 避難の誘導	本部班 消防本部 消防団
4 避難場所の設置	本部班
5 広域一時滞在	本部班

1 避難の指示

地震・津波編 第2章 第3節 第1「1 避難の指示」に準ずるが、河川の氾濫による被害が予想される浸水想定区域については氾濫警戒情報等を指標とし、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を指標として避難の指示を判断する。また、避難の指示に先立ち、住民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促す必要がある場合は「レベル3 高齢者等避難」を発表する。

判断にあたっては、これらの情報のほか、上流域の雨量、気象台や河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等も参考とし、総合的かつ迅速に行う。

その他、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険と市長（本部長）が判断したときには、必要と認める地域の住民等に対し、屋内での待避等により安全を確保するよう指示することができる。（災害対策基本法第60条）

〈避難の種類及び発令基準〉

	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準（目安）
レベル3 高齢者等避難	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	①次の条件において本部長（市長）が必要と認めたとき ・氾濫注意情報が発表されたとき ・千葉県土砂災害警報システムによる危険度が「警戒」になったとき ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で土壌雨量指数基準を超過したとき ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及される ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過が予想される ②その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき

	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準（目安）
レベル4 避難指示	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	①次の条件において本部長（市長）が必要と認めたとき <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報が発表されたとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・大雨警報（土砂災害）発表、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、降雨が継続見込みのとき ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量変化等）が発見されたとき ・千葉県土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度が「嚴重警戒」になったとき ②その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき <ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき ・浸水、がけ崩れ等により、市民の生命の危険が及ぶと認められたとき。
レベル5 緊急安全確保	①前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況	①避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	①次の条件で本部長（市長）が必要と認めたとき <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫発生情報が発表されたとき ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過したとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・土砂災害が発生したとき。 ・山鳴り、流木の発生が確認されたとき。 ・避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要があるとき。 ②その他災害の状況により本部長（市長）が必要と認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ・災害の前兆現象があるとき

2 警戒区域の設定

地震・津波編 第2章 第3節 第1「2 警戒区域の設定」に準ずる。

3 避難の誘導

地震・津波編 第2章 第3節 第1「3 避難の誘導」に準ずる。

4 避難場所の設置

地震・津波編 第2章 第3節 第1「4 避難場所の設置」に準ずる。

5 広域一時滞在

地震・津波編 第2章 第3節 第1 「5 広域一時滞在」に準ずる。

第2 避難生活計画

地震・津波編 第2章 第3節 「第2 避難所の開設・運営計画」に準ずる。

第4節 要配慮者支援対策

地震・津波編 第2章 「第5節 要配慮者支援対策」に準ずる。

第5節 消防・救助救急・医療救護活動

地震・津波編 第2章 「第6節 消防・救急救助・医療救護活動」に準ずる。

第6節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

第1 警備・交通規制計画

項目	主担当
1 災害警備計画	警察署
2 交通規制計画	警察署
3 交通規制の指針	警察署
4 交通情報の収集及び提供	警察署
5 災害発生時における運転者のとるべき措置	警察署
6 道路管理者の通行の禁止又は制限	警察署 道路管理者

災害時には、様々な社会的混乱が予想される。このため、市民の救助、避難誘導、犯罪の予防及び交通規制等の応急対策を実施し、市民の生命、身体、財産の保護を図り、社会秩序の安定について万全を期する。

1 災害警備計画

(1) 災害警備の任務

警察は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制の発令

警察本部長は、次により必要な警備体制を発令する。なお、警察署長は、管内の実情に応じて、本部長の発令前に必要な体制をとることができる。

ア 準備体制

(ア) 県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(イ) 判定会招集連絡報を受理した場合

イ 警戒体制

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

ウ 発災体制

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

(3) 災害警備本部の設置

警戒体制を発令した場合は、災害警備本部体制等を設置して、指揮体制を確立する。

(4) 警備活動要領

ア 準備体制下の活動

(ア) 連絡室又は対策室要員の参集

(イ) 気象注意報の伝達

(ウ) 判定会委員への便宜供与

(エ) 災害情報の収集及び伝達

(オ) 関係機関との連絡

(カ) 通信機材・装備資器材の準備

イ 警戒体制下の活動

(ア) 対策室要員若しくは警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集

(イ) 気象警報の伝達

- (ウ) 避難の指示、警告又は誘導
- (エ) 警備部隊の編成及び事前配置
- (オ) 通信機材・装備資器材の重点配備
- (カ) 補給の準備
- (キ) 通信の統制
- (ク) 管内状況の把握
- (ケ) 交通の規制
- (コ) 広報

ウ 発災体制下の活動

- (ア) 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集（市域に土砂災害警戒情報が発表されたときは、発災体制発令の有無にかかわらず、原則として全職員が自主参集する。）
- (イ) 人命の救助
- (ウ) 被害情報の収集及び報告
- (エ) 交通規制
- (オ) 犯罪の予防
- (カ) 死体の検視
- (キ) 広報
- (ク) 補給の実施
- (ケ) 警備部隊の応援要請
- (コ) 通信機材・装備資器材の支援要請

(5) 警備体制の解除

警備体制を解除したときは、次の措置を行う。

- ア 被害状況等のまとめ
- イ その他必要な事項

2 交通規制計画

地震・津波編 第2章 第7節 第1「2 交通規制計画」に準ずる。

3 交通規制の指針

地震・津波編 第2章 第7節 第1「3 交通規制の指針」に準ずる。

4 交通情報の収集及び提供

地震・津波編 第2章 第7節 第1「4 交通情報の収集及び提供」に準ずる。

5 災害発生時における運転者のとるべき措置

地震・津波編 第2章 第7節 第1「5 震災発生時における運転者のとるべき措置」に準ずる。

6 道路管理者の通行の禁止又は制限

地震・津波編 第2章 第7節 第1「6 道路管理者の通行の禁止又は制限」に準ずるが、風水害時には以下の点に留意して道路災害の警戒、応急措置を行う。

(1) 道路情報の収集

災害の警戒段階から、道路管理者と警察署が協力し、道路の被災状況、交通状況等を収集し、共有する。

また、避難指示等が実施される場合は、避難対象地区の道路の浸水状況等を確認し、問題がある場合は市本部へ通報する。

(2) 道路の啓開、応急復旧

道路管理者は、管理道路上の土砂や倒木等の障害物除去、放置車両の移動等を、警察署、千葉県

建設業協会銚子支部等の協力を得て実施する。

第2 緊急輸送計画

地震・津波編 第2章 第7節「第2 緊急輸送計画」に準ずる。

第7節 救援物資供給活動

地震・津波編 第2章 「第8節 救援物資供給活動」に準ずる。

第8節 広域応援等の要請及び被災市町村への支援

地震・津波編 第2章 「第9節 広域応援等の要請及び被災市町村への支援」に準ずる。

第9節 自衛隊への災害派遣要請

地震・津波編 第2章 「第10節 自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。

第10節 学校等における児童・生徒等の安全対策

地震・津波編 第2章 「第11節 学校等における児童・生徒等の安全対策」に準ずる。

第11節 帰宅困難者等対策

地震・津波編 第2章 「第12節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

第1 清掃・防疫・障害物の除去計画

項目	主担当
1 ごみ・災害廃棄物処理作業	清掃班 関係事業者
2 し尿処理作業	清掃班 関係事業者
3 防疫作業	衛生医療班 関係事業者
4 障害物の除去作業	土木班 各施設管理者

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生及び感染症等の発生は、住民生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、災害時の処理施設の被害及び通信・交通の混乱等を十分考慮した上で、同時に発生する多量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図る。

1 ごみ・災害廃棄物処理作業

地震・津波編 第2章 第13節 第1「1 ごみ・災害廃棄物処理作業」に準ずるが、風水害時には被災地の実状を把握し、また、水害廃棄物対策指針（平成17年環境省）や下表を参考として災害廃棄物の発生量を推計し、適切な処理計画を立てて処理体制の確立を図る。

〈水害廃棄物の発生量の目安〉

項目	数量
全壊	12.9t/世帯
大規模半壊	9.7t/世帯
半壊	6.5t/世帯
一部損壊	2.5t/世帯
床上浸水	4.6t/世帯
床下浸水	0.6t/世帯

（平山・河田、2005「水害時の行政対応における災害廃棄物発生量に関する研究」より）

2 し尿処理作業

地震・津波編 第2章 第13節 第1節「2 し尿処理作業」に準ずる。

3 防疫作業

地震・津波編 第2章 第13節 第1節「3 防疫作業」に準ずる。

4 障害物の除去作業

地震・津波編 第2章 第13節 第1節「4 障害物の除去作業」に準ずる。

第2 死体の搜索・死体処理埋葬計画

地震・津波編 第2章 第13節「第2 死体の搜索・死体処理埋葬計画」に準ずる。

第13節 被災建築物等の危険度判定、被災住宅の応急修理及び応急住宅の確保

地震・津波編 第2章 「第14節 被災建築物等の危険度判定、被災住宅の応急修理及び応急住宅の確保」に準ずる。

第14節 ライフライン施設・公共土木施設等の応急復旧

地震・津波編 第2章 「第15節 ライフライン施設・公共土木施設等の応急復旧」に準ずる。

第15節 災害ボランティアの協力

地震・津波編 第2章 「第16節 災害ボランティアの協力」に準ずる。

第3章 災害復旧計画

地震・津波編 「第3章 災害復旧計画」に準ずる。